

# 被支援国の独自のな規律の一例 —カンボジアにおける離婚訴訟と和解

王立法律経済大学法学部 非常勤講師

KUNTHEA Sreysocheata (クンティアー・スレイソチェター)<sup>1</sup>

## 1. はじめに

### 1. 1 問題意識

周知のように、カンボジア民法は、日本政府の法整備支援の下に、日本側がまず草案を起草し、カンボジア側と多数回にわたり協議した上で、現行のような法典が出来上がった。そして、カンボジア民法においては、カンボジアの旧法や日本民法などを参照しながら、カンボジアの社会状況に応じて親族編の規定が設けられている。本稿では、日本民法の影響を受けながら、カンボジアの社会の在り方や文化などに照らして設けられた、カンボジア民法の独自のな規律の一例として、離婚訴訟における和解とその範囲について紹介していきたい。

カンボジア民法<sup>2</sup> 984条は、「(1) 裁判所は、当事者の一方が離婚を強く求めている場合でも、和解を勧告し試みることができる。(2) 和解により合意に達しなかったときには、裁判所は離婚の訴えを審理し判決を言い渡さなければならない。」と、裁判所による和解の試みについて規定している。同条の規定は、旧法である婚姻家族法に従い、裁判所が和解を勧告できることを定めている<sup>3</sup>。しかし、同条については、次のような問題を指摘できるのではないか。すなわち、カンボジア人事訴訟法に目を向けると、同法13条2項においては、民事訴訟法の規定の適用除外として、裁判上の和解、請求の放棄又は認諾、和解調書等の効力についての規定の適用を除外すると規律している。離婚訴訟で裁判上の和解ができないとすると、離婚訴訟において裁判所が試みる和解とは何か、つまり、民法984条の「和解」とは何を意味するのか、検討の余地があるように思う。

### 1. 2 検討の方法

本稿における検討方法は、カンボジア民法制定当時の立法趣旨を確認することである。具体的には、上述のような問題点について、起草当時の背景や起草に携わった関係

<sup>1</sup> 現在、司法省司法大臣官房においても勤務。2014年8月から2016年3月、2020年6月から2022年11月までJICA法整備支援プロジェクトにナショナル・スタッフとして従事。

<sup>2</sup> カンボジア民法については、法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）のウェブサイト日本語訳が掲載されている。< [https://www.moj.go.jp/housouken/housou\\_houkoku\\_cambo.html](https://www.moj.go.jp/housouken/housou_houkoku_cambo.html), 「最終アクセス2023年1月2日」 > カンボジア人事訴訟法及び民事非訴訟事件手続法も同様である。

<sup>3</sup> គណៈកម្មការទទួលបន្ទុកការពារសេចក្តីព្រាងក្រមរដ្ឋប្បវេណី និងក្រមការងារជំនួសដែលទទួលបន្ទុកធ្វើសេចក្តីព្រាង ក្រមរដ្ឋប្បវេណី «សេចក្តីកំណត់ចំពោះមាត្រានីមួយៗនៃក្រមរដ្ឋប្បវេណី ភាគ៥ គន្លឹះ៧» (ឆ្នាំ២០១០) [民法作業部会・司法省民法準備委員会『民法逐条解説 第5巻 第7編』(2010年) 44~45頁]。独立行政法人国際協力機構（JICA）のウェブサイトにもメール語版が掲載されている。< [https://www.jica.go.jp/project/english/cambodia/0701047/materials/c8h-0vm000000zsb2-att/clause05\\_05\\_k.pdf](https://www.jica.go.jp/project/english/cambodia/0701047/materials/c8h-0vm000000zsb2-att/clause05_05_k.pdf), 「最終アクセス2023年1月2日」 >

者の見解などを確認し、対象とする条文の趣旨を明らかにしたい。さらに、カンボジア民法制定当時の立法趣旨を確認した上で、カンボジアの旧法の内容とも比較し、適切な解釈を提示したい。

## 2. カンボジアの離婚制度

前提として、カンボジアの離婚制度<sup>4</sup> についての基本知識を確認した上で、本稿の論点を細かく検討していきたい。

### 2. 1 法規制の概要

カンボジアにおける家族法の内容は、日本から全く新しい概念として導入されたのではなく、現行民法制定前もフランス植民地時代（1863年～1953年）に制定された旧民法<sup>5</sup> から維持されてきた。しかし、ポルポト時代の独裁政権（1975年～1979年）により、司法制度が破壊されたとともに旧民法が適用されなくなり、その代わりに制定された当時の憲法においては一夫多妻や一妻多夫禁止という婚姻制をとっていたが、強制的婚姻が導入された<sup>6</sup>。その政権崩壊後、カンボジア人民共和国時代（1979年～1989年）においては、ベトナム・ソ連の法システムをモデルとして司法制度を再開し<sup>7</sup>、社会の必要性に応じて婚姻家族法が制定された<sup>8</sup>。

家族法に加え、その他の制度も十分に整備されていなかったため、1991年パリ平和協定以降、内戦時に崩壊した司法制度の構築のため、カンボジア政府は、日本政府と協力し、1999年からカンボジア民法及び民事訴訟法の起草プロジェクトを開始した<sup>9</sup>。その結果として、カンボジア民法は2007年8月に、カンボジア民事訴訟法は2006年7月に公布されている。その後、身分関係の手続きを適切に実施することなど目的として、カンボジア人事訴訟法及び民事非訴訟事件手続法が、2010年6月に公布されており、これらの法律は、2011年12月からカンボジア民法とともに適用されている。

### 2. 2 離婚の方式

カンボジアにおいては、離婚の方式が2つに分けられている。第1に、民法で定める離婚原因をもって、一方の配偶者が離婚を求めるといった裁判離婚である。第2に、配偶者双方が離婚に合意するという合意離婚である。具体的には、次のとおりである。

<sup>4</sup> カンボジアにおける離婚をめぐる裁判実務については、篠田陽一郎「カンボジアにおける判決調査報告書（2019年）（1）」ICD NEWS 第79号2019年6月号、63～67頁に詳しい。

<sup>5</sup> カンボジア旧民法の変遷史については、傘谷祐之「植民地期カンボジアにおける法典編纂（1）～（3）」ICD NEWS 第81号2019年12月号、第84号2020年9月号、第86号2021年3月号に詳しい。

<sup>6</sup> Pin Yathay, Thomas J., Walsh. “The law of the family in Cambodia: Assessing Cambodia’s Law on the Marriage and Family”, *Regent Journal of International Law*, Vol8, (2012), Pp.153.

<sup>7</sup> 前掲注6) P p. 154.

<sup>8</sup> 同法においては、婚姻、離婚、養子など親族関係に関する規定が置かれていた。しかし、同法は、2011年の民法適用に関する法律によって、多くの規定が廃止されている。

<sup>9</sup> 独立行政法人国際協力機構「世界を変える日本式「法づくり」途上国とともに歩む法整備支援」（文藝春秋企画出版部、2018年）92～143頁。

第1に、裁判離婚については次のとおりである。カンボジア民法978条によると、夫婦の一方は、①配偶者に不貞な行為があったとき、②配偶者から正当な理由なく遺棄されたとき、③配偶者の生死が一年以上明らかでないとき、④配偶者が一年以上継続して婚姻の本旨に反する別居をしているとき、⑤その他、婚姻関係が破綻して回復の見込みがないときに離婚の訴えを提起できる。しかし、同条2項によると、離婚が配偶者又は子に著しい生活の困窮又は耐え難い苦痛をもたらすときは、離婚の請求が棄却される。また、同条3項によると、上記の原因④及び⑤の場合において、離婚の請求をしている者が配偶者に対する協力及び扶助を著しく怠っていることにより、その離婚請求が信義に反すると認められるとき、裁判所は離婚請求を裁量により棄却することができる。このような制度は、日本民法770条改正提案を参考にして、破綻主義的婚姻原因の明確化、徹底化を図るとともに、これに伴う弊害として身勝手な離婚を阻止するために導入された<sup>10</sup>。なお、当事者が裁判所に離婚の訴えを提起するに当たっては、コミュニオン又はサンカット・カウンシルによる離婚の和合調整の制度がある。つまり、カンボジア民法982条2項によると、当事者は、コミュニオン又はサンカット・カウンシルに対して離婚の申立をすることができる。コミュニオン又はサンカット・カウンシルは、その申立の受理後、15日以内に和合調整を行うことができ、和合調整が不調となった場合には、裁判所に訴えの提起があったものとして訴状を回付しなければならない。

第2に、合意離婚については次のとおりである。婚姻家族法40条には、夫婦の双方は離婚に合意することができるという規定が置かれており、それを参考に、カンボジア民法979条においても、上述の原因の有無に関わらず、夫婦双方の合意による離婚が認められている<sup>11</sup>。そこで、合意離婚の効果を発生させるために、婚姻の当事者は裁判所に離婚の申立をしなければならず、当事者双方が真に婚姻関係の解消を望んでいるかどうかを裁判所が認めた後、離婚させることになる。なお、未成年の子がいる場合、当事者双方は離婚の合意のみならず、未成年者である子の親権者の特定も合意すべきことであると指摘されている<sup>12</sup>。その理由としては、カンボジア民法1037条1項においては、父母が離婚するときは、母父の協議で父母の一方を子の親権者と定めなければならないと規律していることが挙げられる<sup>13</sup>。

### 2.3 離婚の手続き

裁判離婚及び合意離婚は、それぞれの手続きによって裁判所で処理される。つまり、裁判離婚とは、裁判所に離婚の訴えを提起することであり、合意離婚とは、裁判所に合意離婚を申し立てることである。この点について、その共通点として、裁判離婚と合意離婚はいずれも必ず裁判所が関与しなければならないことが挙げられる。しかし、裁判

<sup>10</sup> 前掲注3) 39～40頁。

<sup>11</sup> 前掲注3) 40頁。

<sup>12</sup> JICA民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト「民事訴訟手続に関する書式例・ケース4・離婚及び財産分割・訴状記載例」6頁(脚注5)。同プロジェクトが作成した書式例のクメール語版は司法省のウェブサイトに掲載されている。< <https://www.moj.gov.kh/kh/sample-civil-documents>, 「最終アクセス2023年1月2日」 >

<sup>13</sup> 前掲注12) 6頁(脚注5)。

離婚及び合意離婚は、同じ裁判所を通じて身分関係を解消する手続であるにも関わらず、次の点で大きく異なる。裁判離婚においては、一方の配偶者が裁判所に対して離婚の訴えを提起することによって、裁判所が判決を下さなければならない。これに対して、合意離婚は、配偶者双方が裁判所に対して合意離婚の申立をすることによって、裁判所が決定を出さなければならない<sup>14</sup>。この手続については、民法の明文規定で定められているのみならず、裁判離婚については、カンボジア人事訴訟法3条3号によってその適用範囲に該当し、合意離婚については、カンボジア民事非訴訟事件手続法3条別表4項5号によってその適用範囲に該当する。

### 3. カンボジアの離婚訴訟における和解

ここでは、カンボジア民法984条起草の背景を確認し、起草当時の議論を踏まえ、同条の「和解」の意義や適用範囲について検討する。

#### 3. 1 起草の背景

カンボジア民法984条を始めとする同法における離婚の手続に関する規定は、婚姻家族法の規定を参照して起草されている。

婚姻家族法をみると、裁判所による和解の試みについては、同法43条で次のように規定されている<sup>15</sup>。すなわち、裁判所は、離婚の申立てを受理したときに、切迫した状況下でされていることが判明した場合を除き、申立人を裁判所に呼び出して離婚しないように説得する。また、更に具体的にみると、同法45条から52条は、それぞれ次のように規律している。申立人がまだ強く離婚を求める場合には、裁判所は和解をするために夫婦それぞれを直ちに裁判所に呼び出す。和解が成立しない場合には、裁判所は、第2回の和解を実施する。そして、申立人と相手方が最初の和解期日に出頭しなかった場合には、裁判所は、第2回の和解の呼出しをする。申立人が第1回及び第2回の和解の呼出状を受領しながら、正当な理由を示すことなく、2回とも出頭しなかった場合には、申立人は離婚の申立てを取り下げたものとみなす。また、相手方も同じように、第1回及び第2回の和解の呼出状を受領しながら、正当な理由を示すことなく、2回とも出頭しなかった場合には、相手方が離婚の申立てを争わないものとみなす。もっとも、当事者が呼出状を受けつつ、第1回の期日には出頭しなかったが、第2回の期日には出頭した場合には、裁判所は、第3回の和解の呼出しをする。各和解が成立しても、しなくても、裁判所は、和解調書を作成しなければならない。

上述のような、婚姻家族法における規定と比較すると、カンボジア民法においては、裁判所による和解の試みについて、婚姻家族法の手続の一部を簡略化したといえるが、裁判所による和解の試みという制度は維持されている。おそらく、起草者は、当時のカ

<sup>14</sup> 実務上、夫婦双方は、裁判所に対して合意離婚を申し立てる際に、合意書も添付することが通常である。

<sup>15</sup> カンボジア婚姻家族法は、旧民法の規定と比較すると、大部分の規定が同様に規律している。旧民法上、裁判所による和解の試みは、214条～224条で定めている。

ンボジア社会の価値観を重視し、可能な限り婚姻を存続させるという、伝統的な離婚の  
手続を尊重したのではないだろうか。

### 3. 2 和解の意義

婚姻家族法における裁判所による和解の試みは、専ら婚姻関係の存続に向けられたものであることや、カンボジア人事訴訟法13条2項は、離婚訴訟を含む人事訴訟において、裁判上の和解に関する規定の適用を除外していることを総合すると、カンボジア民法984条の「和解」とは、離婚を成立させる和解ではなく、当事者に対し、離婚をやめ、もう一度仲直りして、婚姻を存続させるよう説得するものと理解すべきである<sup>16</sup>。このように、和解による離婚が認められない背景としては、カンボジアでは、旧民法<sup>17</sup>の時代から、離婚を成立させるためには、裁判所の裁判が必要であるとされており、和解による離婚の制度が認められていなかったことがあるように思われる。これは、カンボジアの社会における身分関係についての考え方と繋がっているかもしれない。人事訴訟の対象である身分関係というのは、当事者だけではなく、社会関係にとっても重要なので、当事者の自由な合意による離婚をそもそも認めるべきではないという考えがあったのではないだろうか。

以上によれば、カンボジア民法984条における「和解による合意に達しなかったとき」というのは、当事者が仲直りし、婚姻を存続させるという合意に達しなかったことを意味し、この合意ができない場合には、裁判所は判決で離婚請求の当否を判断しなければならない。

しかし、カンボジア民法984条を厳密に検討すると、その用語に問題があるように思う。同条では、「和解 (ឃ្ល័ត្ត) 」という用語が活用されているので、これだけみると、和解によって離婚を成立させることもできると読み取る者がいるかもしれない。カンボジア民法982条では、コミューン又はサンカット・カウンシルが、当事者から離婚の申立てを受理した後、夫婦に離婚しないように説得するという意味で、「和合 (ស្រប) 」調整を行うことができると規定する。当事者が仲直りし、婚姻を存続させると合意するという趣旨であれば、カンボジア民法984条も、「和解 (ឃ្ល័ត្ត) 」ではなく、「和合 (ស្រប) 」を使ったほうが誤解を避けることができたのではないか。

### 3. 3 カンボジア民法984条の適用範囲

カンボジア民法984条の適用範囲、すなわち、どのような場合に、裁判所は和解を試みるのかについて2点指摘をしたい。

第1に、カンボジア民法984条が1項において「当事者の一方が離婚を強く求めている場合」と、2項において「裁判所は判決を言い渡さなければならない」と規定していることや、同条は、カンボジア民法第7編・第3章・第4節・第2款「離婚の手続」

<sup>16</sup> 起草に携わった関係者にこの点について尋ねた際も、同様の見解であった。

<sup>17</sup> カンボジア旧民法232条～237条、241条～242条を参照。

の中に配置されており、同部分は専ら離婚訴訟の手續について規定していることからすると、カンボジア民法984条は裁判離婚のみに適用されると解釈できる。逆にいうと、同法は合意離婚には適用されない。

第2に、カンボジア民法984条は、裁判所に和解の試みを義務付けるものではない。上述のとおり、婚姻家族法43条は、裁判所は、必要と認めるときは、離婚の申立てを取り下げるよう説得するために、申立人を呼び出すが、離婚の原因が重大であると認められる場合には、申立人を呼び出さないこともできると規定している。同じように、カンボジア民法984条は、和解を勧告し試みることが「できる」と規定し、同条の解説<sup>18</sup>には、「一方が離婚を強く求めている場合でも、裁判所の裁量で和解を勧告できる」と記載されている。同条の文言や解説の記載によると、裁判所は和解の試みを義務付けられてはならず、婚姻家族法43条と同じように、当事者を説得するのが適当と認めた場合に、和解の試みができるにとどまる。そして、その適当性の有無の判断については、裁判所の裁量に委ねられていると考えられる。

#### 4. おわりに

これまでの考察を踏まえ、本稿における検討の結果を次のようにまとめることができる。カンボジアの離婚訴訟における和解は、日本法とは異なる概念をもつ。カンボジアにおいては、離婚の成立は必ず裁判によらなければならない、裁判所による和解の試みというのは当事者が仲直りするために説得するものである。日本人事訴訟法のように、民事訴訟法の規定の適用除外の例外<sup>19</sup>はなく、離婚訴訟に裁判上の和解は適用されない。

しかし、身分関係は、カンボジアの社会において重要なものであり、一度成立した婚姻関係をなるべく存続させるべきと考えるのであれば、カンボジア民法984条のように、裁判離婚においてのみ、裁判所による和解の試みを認めるだけで、果たしていいのか、将来民法が改正される際に、カンボジアの社会全体を改めて見ながら、更に検討する必要があるように思う。そして、その機会をもって、用語の使い方などを見直しても良いかもしれない。

本稿では、日本の法整備支援の被支援国であるカンボジアの独自のな規律の一例を紹介してきた。カンボジア民法は、日本法から影響を受けて制定されたにも関わらず、日本の規定を全て受け入れたわけではない。つまり、日本の法整備支援は、カンボジアの社会、文化、伝統などを尊重しつつ、各規定の起草を支援したので、独自のな規律は本稿で取り上げたもののみならず、他にも多くの日本法にない規定がある。そこで、日本法の理論も念頭に置いた上で、独自のなそれぞれの規律を研究することによって、カンボジア独自の新しい解釈論を提示できるのではないかと。

<sup>18</sup> 前掲注3) 44頁。

<sup>19</sup> 日本人事訴訟法37条によると、民事訴訟法の規定の適用除外の例外として、離婚訴訟においては、裁判上の和解が認められる。